障がい者活躍推進計画

機関名	菊川市 菊川市議会事務局 菊川市教育委員会
任命権者	市長 菊川市議会議長 菊川市教育委員会
計画期間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
菊川市における障がい者雇用に関する課題	実雇用率、定着ともに安定させ、障がいのある職員が活躍するためには、更なる体制の整備や、障がい者雇用に関する知識や理解の促進、障がいのある職員本人への支援を充実させるなどの各種取組みが必要である。また、障がい者手帳を所持している職員や身体的に障がいの特徴がみられる職員に関わらず、自立支援医療の対象者や、難病患者へのフォローも積極的に行う必要がある。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】（各年６月１日時点） （各年度）当該年６月１日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年６月１日時点の実雇用率：２．56％ （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	○不本意な休職・離職の防止。（任免状況通報時に確認。）
③満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	○満足度、ワーク・エンゲージメント※1ともに、毎年初年度の基準を上回ること。（計画初年度は目標を設定せず、実態に関するデータを収集する。） ○期末面談等により所属長から本人に聞き取り、または難しい場合は個別に定期面談を実施する。
④キャリア形成に関する目標	○本人の状況や能力に応じた研修への参加勧奨。
取組内容	
１．障がいのある職員の活躍を推進する体制整備	
（1）組織面	○障がい者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○障がい者雇用についての理解の促進。職員研修において障がいに関する学習時間を設けるなど、職員の理解促進に積極的に取り組む。
（2）人材面	○障がい者職業生活相談員資格認定講習を毎年１人以上受講する。

		○研修参加及び開催。（令和７年３月までに。） ・メンタルヘルス研修への参加 ・障がい者雇用に関する説明会への出席 ・障がい者が働きやすい環境を作るためのゲートキーパー講座等の開催
２．障がいのある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○定期的な面談や所属長との情報連携。 ○新規採用又は部署異動時の面談の実施。 ○障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を毎年行い、必要に応じて検討する。
３．障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○重度の負担にならないような環境の整備。個別の障がいに応じた作業内容の工夫など。 ○障がい者からの要望があった場合には、就労支援機器の購入を検討する。 ○新規に採用した障がい者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2) 募集・採用	○障がいのある学生を対象とした相談会への参加。 ○特別支援学校の生徒の職場実習の積極的な受入れ。 ○ハローワークの支援員との連携を図る。 ○採用に関して以下のような不適切な取り扱いを行わない。 ・　特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する ・　自力で通勤できることといった条件を設定する ・　介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する ・　就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられることといった条件を設定する ・　特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する
	(3) 働き方	○時差出勤制度等の活用や、病気休暇、通院時の有給休暇を取得するうえでの業務上の配慮など、柔軟な制度利用を促進する。
	(4) キャリア形成	○採用や人事評価面談の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。また、本人の希望を踏まえつつ、業務に則した実務研修、向上研修等の教育訓練を行う。
	(5) その他の	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。

	人事管理	○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がいをもつこととなった者をいう）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合のみ、本人の利用する医療機関、相談機関の相談員等と障がいの特性等について情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。
４．その他		
		○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○障がい者就労施設等を対象とした調達を実施し、調達目標を前年度実績以上とする。また、その内容や調達先施設等を拡げるものとする。（菊川市障がい者就労施設等からの物品等の調達指針より。） ○公共施設内において障がい者就労施設等における民需拡大のため、当該施設等が生産・加工・製作した物品の販売の場の提供を実施する。

※１：仕事に対してのポジティブで充実した心理状態のこと。仕事に関する「活力」、「熱意」、「没頭」の３要素で構成される複合概念。